低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査業務規程

令和7年4月1日

岡山県建築住宅センター株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、岡山県建築住宅センター株式会社(以下「センター」という。)が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準への適合性について公正かつ適確に実施しなけれ ばならない。

(技術的審査の実施機関の原則)

- 第3条 技術的審査を実施できる機関は、所管行政庁が認める次のとおりとする。
 - (1)審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する
 - (2)審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する
 - (3)審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物(以下「複合建築物」という。) の場合は、住宅部分は登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性 能判定機関が、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的 審査を実施する

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

- 第4条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は前条の審査対象により実施する機関の住宅性能評価業務規程 程若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務規程等による。
- 2 センターは、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を 行う。

第2章 技術的審査の業務の実施方法 第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

- 第5条 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、センターに対し、次の各号に掲げる図書(以下「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。
 - (1)別記様式1号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
 - (2)都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。 以下「規則」という。)第 41 条第 1 項で定める認定申請書(第五号様式)
 - (3)技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第 41 条第1項の表に定める 図書その他センターが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査 添付図書等」という。)) のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に 応じ必要となる設計図書等。

2 センターは、技術的審査添付図書等の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

- 第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合には、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はセンターに対し、次の各号(当センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。
 - (1) 別記様式3号の低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
 - (2)技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
 - (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

- 第7条 センターは、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の 事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。
 - (1)技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内である
 - (2)技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3)技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (4)技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、 センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用 提出図書を返却することとする。
- 4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とセンターは別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。
- 5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる 事項について明記しなければならない。
 - (1)依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
 - (2)依頼者は、センターが認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、 双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他 必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3)別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
 - (4)センターは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日 (以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
- (5)センターは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期

日を変更することができる旨の規定

- (6)センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7)依頼者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申 し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業 務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9)センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政 庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

- 第8条 依頼者は、第11条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合は、その旨を記載した取り下げ届(別記様式6号)をセンターに提出することとする。
- 2 前項により取り下げ届の提出を受けたセンターは、技術的審査の業務を中止し、 技術的審査用提出図書を依頼者に返却することとする。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

- 第 10 条 センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第 13 条に 定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。
- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
 - (1)技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う
 - (2)技術的審査を依頼された低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しているかどうかを確認する
 - (3)技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼 者に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

- 第11条 センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付することとする。
- 2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - (1)適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合

証交付番号

- (2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分
- 3 センターは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の 全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術 的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付するこ ととする。

第3章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

- 第12条 センターは、技術的審査の実施に関し、センターにおいて別表に定める技術的審査料金を徴収することができる。
- 2 センターは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁と の契約に基づくものとする。

第4章 審查員

(審査員)

- 第13条 センターは、次に該当する者(以下「審査員」という。)に技術的審査を 行わせなければならない。
 - (1)住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第 13 条に定める評価員(センターの職員以外に委嘱する評価員を含む。)で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者又は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 42 条に規定する適合性判定員で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。
 - (2) 非住宅にあっては、建築物省エネ法第42条に規定する適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。
 - (3)住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第1項(1)の審査員が行い、非住宅部分にあっては第1項(2)の審査員が行う。
 - 2 第1項(1)に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保 促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第14条 センターの役員及びその職員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第15条 センターは、センターの役員又はその職員(審査員を含む。(以下本条において同じ))が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査

- の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。
- 2 センターは、センターの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物 について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審 査を行わないこととする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3)建設工事に関する業務
 - (4)工事監理に関する業務
- 3 センターは、その役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)のいずれかが当該センターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。)は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。
 - (1)技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2)技術的審査の依頼に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに 掲げる業務を行った場合
- 4 技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

- 第16条 センターは、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。
 - (1)依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - (2)技術的審査業務の対象となる建築物の名称
 - (3)技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
 - (4)技術的審査の依頼を受けた年月日
 - (5)技術的審査を行った審査員の氏名
 - (6)技術的審査料金の金額
 - (7)第11条第1項の適合証の交付番号
 - (8)第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日
 - (9)技術的審査を行った認定基準の区分
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

- 第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第16条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から5事業 年度
 - (2)技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)

及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度 (3)センターが審査業務の全部を廃止した場合において、業務を継承する他機関が ある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

- 第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあっては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行なわなければならない。
- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電 子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又 は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第19条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 センターは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第21条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する 報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を 行うこととする。

(附則)

- この規程は、平成25年4月1日から制定施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年7月1日から施行する。 この規程は、令和5年10月1日より施行する。
 - ただし、この規程の施行の日前に、この規程の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規程の施行の日後に、この規程の改正後の規定に基づきセンターが選任した審査員とみなすことができる。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

[000-0-00-000-0-0-0000]

1~3桁目 登録住宅性能評価機関番号(国土交通省登録番号とは異なる)又

は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(国土交通省登録

番号)

4 桁目 1:登録住宅性能評価機関のみの業務を実施

2:登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施

3:登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判

定機関の業務を実施

5~6 桁目 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機

関の事務所毎に付する番号

7~10桁目 適合証交付日の西暦

1 1 桁目 1 : 新築

2:增築、改築、修繕、模様替

3:空気調和設備等の設置

4:空気調和設備等の改修

5:その他

12桁目 1:一戸建ての住宅

2:共同住宅等での建築物申請

3: 共同住宅等での住戸申請(欠番)

4:住戸と非住宅の複合用途での建築物申請

5: 住戸と非住宅の複合用途での住戸申請 (欠番)

6:複合建築物の非住宅部分

7:複合建築物の住宅部分

8:非住宅

13~17桁目 通し番号(12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001か

ら順に付するものとする。)

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1~3桁目の付番は登録住宅性 能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、 5~6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

低炭素建築物 技術的審査料金 <非住宅>

別表2 (単位:円・税込)

		I → 24% → I 24			41 N.L. / 1 LD LUM	
	標準入力法			モデル建物法(小規模版を含む)		
面積(㎡)	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
200未満	173,800	132,000	104,500	104,500	70,400	51,700
200~ 300未満	209,000	157,300	126,500	126,500	84,700	63,800
300~ 500未満	231,000	173,800	138,600	138,600	92,400	69,300
500~ 1000未満	273,900	187,000	147,400	163,900	99,000	78,100
1000~ 2000未満	335,500	220,000	187,000	209,000	115,500	92,400
2000~ 5000未満	451,000	300,300	254,100	254,100	173,800	127,600
5000~10000未満	589,600	427,900	335,500	330,000	243,100	184,800
10000~20000未満	627,000	553,300	396,000	330,000	299,200	229,900
20000~50000未満	801,900	660,000	457,600	457,600	368,500	275,000

- ※1 A種、B種、C種に掲げる用途分類は別表4による。
- ※2 1棟に用途分類が複数ある場合は次のとおりとする。A種が一部にでも含まれる場合はA種とする。 A種が含まれず、B種が一部にでも含まれる場合はB種とする。
- ※3 別表2の面積は非住宅部分の床面積とする。算定は建築基準法による延べ床面積とする。
- ※4 複合建築物の場合の手数料は、非住宅部分は別表2、住宅部分は別表3から算定される手数料の合計額とする。
- ※5 併願対象業務は当社で行う適合性判定(軽微変更該当証明書含む)、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、 性能向上計画認定とする。
- ※6 次の場合の手数料は表2よらず36,300円(税込)とする。併願対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日 に行われていること。
- ※7 複合建築物の場合の手数料は、非住宅部分は別表2、住宅部分は別表3から算定される手数料の合計額とする。
- ※8 モデル建物法でモデル数が複数の場合は、モデル数に応じて別表2の手数料の1/10の額を加算する。
- ※9 確認申請手続きを他機関、所管行政庁で行う場合は別表2から算定される手数料の5/10の額を加算する。
- ※10 床面積が50,000㎡以上の手数料は別途見積りとする。

低炭素建築物 技術的審査料金 <住宅>

別表3 (単位:円・税込)

一戸建ての住宅/ 複合建築物の住宅の 住宅部分(一住戸)	申請種別	200㎡未満		200㎡超え			
	単独申請	45,100		49,500			
	併願申請	11,000					
共同住宅等/ 複 合建築物の住宅部分 (二住戸以上)	単独申請	基本料金	110,000				
	平	戸当たり料金	3,300				
	併願申請	基本料金	55,000				
		戸当たり料金	1,650				
	共同住宅等の手数料は、基本料金+住戸数×戸当たり料金とする。						
	共用部の審査を行う場合は110,000円(税込)を加算する。共用部が併願申請の対象						
	となる場合は55,000円(税込)とする。						

- ※1 共同住宅等とは、共同住宅、長屋、複合建築物の住宅部分(二住戸以上)とする。
- ※2 併願対象業務は当社で行う適合性判定(軽微変更該当証明書含む)、設計性能評価、長期使用構造等確認、 性能向上計画認定とする。対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われている場合に適用する。
- ※3 変更技術的審査は申請時の料金の5/10とする。

別表4 用途分類

77 7-2-4 1	用壓力規
A種	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	児童福祉施設(入所する者の寝室があるもの)、診療所(患者の収容施設があるもの)
	図書館、博物館その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺、
	その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	事務所、官公署その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	児童福祉施設(入所する者の寝室がないもの)、診療所(患者の収容施設がないもの)
	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、幼保連携型こども園、
	その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
C種	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場又ははと畜場、汚物処理場、
	ごみ焼却場その他の処理施設、農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するものその他エネルギーの使用に関して
	これらに類するもの
	_